

〈資料・翻訳〉

フランス女性の政治宣言

— パリテについて —

鈴木 礼 暁

以下は、1998年以来、国民議会を初めとして改正に取り組んでいる、女性と男性の間の公職等における平等を推進するための、法律（案）等の翻訳である。

初めに、1996年6月のレクスプレス誌に掲載された、10人の女性代議士らによる「パリテのための10人の宣言」、続いて、法律として施行済みのものおよび関連する法律案、最後にル・モンドに掲載された幾つかの関連記事を訳出した。

法律及び法律案は、フランス国民議会およびフランス政府のホーム・ページに載せられているものである。(http://www.assemblée-nationale.lx/2/pdf/ta0224, http://www.légifrance.gouv.fr/citoyen/)

以下について、ここで訳者が意義等について論及する余裕はないが、想定し得るのは、フランス革命をはじめとして、フランスの近・現代史の書き換えが徐々に進められるであろうということ、フランスの21世紀の政治・社会・文化がより平等的・分権的なものに向かうであろうという事、国際社会の中でフランスが果たす役割が、より友愛的になるであろうということである。具体的な政治システム改革の問題としては、21世紀を迎えるに当たり、政治世界への女性進出に関して、北欧型とは異なるモデルが誕生することになったのである。

パリテのための10人の宣言

異なる地平から現れ、しばしば対立する政治的立場にある女性たちが、なぜ、彼女たちの意見を統合しようと決心したのであろうか。公的責任を負うこと、あるいはそれを実際に遂行することを共通にしながら、私たちは、不確実な世界、不安を抱えたフランスのなかで次ぎの千年が姿を現そうとする時に、男性と女性の間での機会と権利の平等を求めるこの呼びかけを投げかけようと望むものである。状況に縛られた選挙公約を超えて、やがて実質的な平等が実現するのか否か。単に女性にとってだけでなく、わが国民にとっても、かつてなかったほど緊急を要する平等である。何故なら、昨日までもまして、女性の参加が国民的利益と合致する事になるからである。私たちは、ある度合においてであれ、別の度合においてであれ、誰も皆、本当に女性を受け入れるということに関して、フランスの政治システムの不可能性に直面してきた。優越感を込めた冷淡さや軽蔑から、あからさまな敵対まで、私たちは、政治的階級の行動の中に現れている現実から、誇張された原則を区別する溝の深さを推量する事が出来た。この政治的階級が、女性が国の重要事項の方向性に対する現実的な責任を担う事に関して、寛容となる事に困難を抱えているというのは、まさしく決定的である。ここで、この呼びかけの署名者の各々に降りかかった災難について思い出すのは無用である。読者、特に女性読者が、それについての記憶を持っている。〈笑う事でも、嘆く事でもなく、ただ理解する事だけである、〉とスピノザは言った。そこで、有害であると同様不正な状態を変革するために、理解することである。政治におけるフランス人女性の容認に対する妨害が同様に強力であるとしても、それは、そこにこそ、我々の歴史と我々の市民文化の中に、単純な偏見よりも一層根が深く、善良なもしくはわずかに善良な意志を上回る何かがある、ということである。さらに、それは、そこにこそ、我々の道程の中で我々を強化するもの、我々が、高級公務に就き、醜悪なほど不平等なこの

状況を自覚し、単に機会に関する動機としてだけでなく、国の代表を均衡化させようと望んできた男性達に出会ってきたということがある、ということである。

政治において非常に長い間、サロンもしくは寝室に閉じ込められて来た彼女たちの能力が切望されて来たと同時に、このようなものとして知られている彼女たちの地位、彼女たちの役割を見詰めて来たのが、我々が介している、フランスの全女性なのだということは、まさしく明らかである。

しかし、この平等の関心は、政党がこの意志を引き継ぐ事なしには、君主の独断に留まるものだという事をはっきり確認しなければならない。たとえ女性が、選挙並びに投票への参加水準数の上で、男性と実質的に平等な市民であるとしても、このパリテは被選挙者の比率については、認められるところではないのである。フランスにおける女性参政権の制定から50年が経っているが、彼女たちのうち5%が上院議員もしくは市長、6%が代議士もしくは県議会議員であるに過ぎないのである。比例投票区は、目に見えるように女性比率を改善し、州議会では12%に、ヨーロッパ議会では30%になって来た。ヨーロッパ及び北アメリカの主要20カ国のなかで、わが国は、議会への女性参加に関して、スカンディナヴィア諸国、ドイツ、スペインの後にいるどころか、後方にあるのである。これが全てではない。《政府の決定権限を負かされた》ポストに女性が充てられているのは、6%だけである。県知事は2.6%、大使は2%、中央行政のディレクターは5.5%である。企業もしくは公共事業体の幹部については言うまい。しかしながら、ENA出身女性の公的グランコールへのアクセスは、前進しつつづけている。たとえ比較的遅かった投票権もしくはサリカ法典のような歴史的理由がかような状況を説明し得るとしても、我々にとっては、その本当の原因を探求するのが妥当だというのは、別の事項である。そして、フランスには、初めから、いつも我々の共和主義的遺産があるのである。はじめに問いか

けるべきは、その共和主義的遺産に対してである。というのも、フランスでは、現代社会によって提起されている別の諸問題にとってと同様に、この遺産が、自ら問題化すると同様に、解決を望んでいるからである。人が我々に勧んで教える項目。《自由、平等、友愛》、共和主義的標語、我々の国民契約の本質は、むしろ我々にとって、その全ての言葉を用いても、十分なものではないのである。政治的
代表と活動、より一般的には〈エリート〉の選挙というシステムの中に女性を統合することに、典型的にフランス的なこのレジスタンスの起源を決定する事が、専らの関心事なのである。それは、我々の将来にとって本質的である。というのも、巨大であり続けるその役割によって、国家は、他の全ての社会セクターにとって、事例ではないとしても、同時に最初のプランおよび指標の実演者だからである。

生活及び公共的責任への女性参加についての失敗は、今後は廃れることになるジャコビニズムにその根を伸ばしている伝統に由来するのである。我々の共和主義的で、いつでも民主的であるわけではない文化の核であるジャコビニズムは、先ずもって、特に男性の事項であった。実際上も、象徴の上でもである。中央主義者で階級主義者、教育者であると共に尊大な教訓の提供者、能弁家で怪物的抽象にまでいたる合理主義者、ジャコビニズムは、想像の古代の中に身を浸すただ一つの時代が幻覚の中で抱くような、何らかの男性的な資質の濃縮物なのである。感覚や具体的なものや日常への気配り、それらがそのようなものとして持つ他の物との関係は、かくて、政治の世界から排除されるのである。そして、女性も共に排除されるのである。市長や、教師や、兵士や、裁判官のように、我々の共和主義的創造物の中にある有意義な人物達は、本質的に男性の象徴的姿であった。この殿堂には、女性は存在しなかったのである。我々により近い経験として、このジャコバン的中央主義は、第五共和制の下で行政指導部と政治分野の緊密な関係により強化されてきた。

代表と執行の機能は、グランゼコールで受けた教育によって極度に同質化された少数の指導グループと、国家のグランコール及び大臣官房の中での早まわしの介入によって独占されてきたのである。その構成において安定し、そのアクセスにおいて浸透性の少ないこの指導グループは、共和主義的エリートの庇護の下に、〈民主的貴族制〉を構成するのである。共和国を女性化することによって、これらのステレオタイプや障害とともに、上のことを終焉させる大切な時期になっているのである。女性の視点、彼女たちの経験、彼女たちの文化は、法を策定する際に決定的に欠けているのである。

70年代及び80年代の大きな法制度的前進の後で、後退しなければ、平等に向けての運動が足跡を記す事は明らかである。そして危機に押されて、女性は明らかに、彼女たちの〈個別的な〉要求に関して寡黙になっている。しかし、彼女たちは騙され易いのではない。彼女たちは、彼女たちが、全面的であれ部分的であれ解雇や失業に最初に影響され、決定出来るポストにある人物と身近に話すことなく、給与の格差が継続している事を知っているし、予感しているのである。女性にとっての不運である。単にそれだけではない。フランス社会全体にとっての不運であり、フランス社会が取り組んできた大転換を成功させようというその可能性にとっても不運である。数年の間に、世界は、半世紀の間以上に変化した。実際、何が、豊かさ、良い生活そして国力にとっての新しい源泉なのであろうか。情報とその循環、知識とその普及、個人間あるいは集合的形態の下での関係である。これら三つの領域の中で、女性が、彼女たちのアイデンティティーや歴史の故に、一より良くはないとしても一現れている挑戦に応じるために、男性と同様に位置付けられることを、どうして予知しないのであろうか。リングの上を除いて、身体能力が測られなくなり、階統的組織が古びて、単線的で抽象的な合理性が益々相互依存的になる世界の複雑性を評価できなくなり、最後に、昨年末の社会運動が示したように、今後集合的決定の形成に討議や討論

が不可欠となるときに、まさしく、我々の権力概念と男性と女性の分かち合う参画の鍵を変更する時なのである。フランス人は、脱産業世界の中でそれについての自覚を持つ最後の国民になるであろうか。

善良な意志にもかかわらず、無益になってきた状況を修正するためには、討論し、教育し、説得し、刺激する事では不十分なのである。あらゆる階梯やフランス社会のあらゆるセクターで、男性と女性の実質的な平等に到達するためには、政治が事例を示さなければならないのである。そしてそのためには、強制の時期が、経過的であれ、到来しているのである。

権力と民主主義の刷新された実践は、一つの意志と誤りのない政治的圧力に支えられてのみ可能であろう。目的は、段階的に、パリテに到達することである。そこに達するために、我々が提起する方法は次のようなものである。

① 諸政党、政府、連携した女性の諸協会による自発的な政治。

北欧諸国はこのような対応の有効性を示している。必要な場合に、彼らはコータを用いる事を躊躇していない。このような刺激がなければ、なにもしない格好の理由がいつも存在する事になるであろう。立法議会にとって部分的にできえ比例的な投票方式の採用が、このコータの義務を強化するに違いない。いずれにしても、関連する各議会の議員の三分の一という有意味な敷居に達しなければならない。

② 権力の最良の分有と行使のため、選挙任務と公務のドラマティックな制限をする。この制限は数千の議席の開放を可能にするであろう。

③ 政党の指導部分とそれらに属する議員たちがパリテを尊重するようにするための、政党への財政支援。

④ パリテの原則に基礎をおきながら、国家並びに政府に依存する責任あるポストへの任意の指名。

- ⑤ 民法的もしくは刑法的な裁判に出廷する諸個人と同様に、男性と女性の諸権利を諸協会に認めることによる、人種主義に基づく法律に比肩し得る、性差主義に基づく立法の採用。
- ⑥ そして、もし積極的な記述を導入するために憲法を改正しなければならないとすれば、我々は、同邦市民の大多数がそのことに好意的であることを了解しているが、我々も又好意的なのである。
- ⑦ ところで、この主題に関して、リファレンダムは何故いけないのであろうか

ミシェル・バルザック、フレデリック・ブルダン、エディット・クレソン、エレーヌ・ジスロ、カトリーヌ・ラリュミエール、ヴェロニック・ネルツ、モニック・ペルティエ、イヴェット・ルディ、カトリーヌ・タスカ、シモーヌ・ヴェーユ

L'Express, pp.32 et 33, 6-12 juin, 1996

官報 1999年7月9日、157号、10175頁

法律

女性と男性の間の平等に関する1999年7月8日、99-569号憲法(1)

NOR:JUSX9800069L

議会は、

共和国大統領が、次の内容の法律を公布する事を、採択した。

第1条

1958年10月4日憲法の第3条は、次のように表される項によって補完される。

〈法は、選挙職務および選挙任務への男女の平等なアクセスを優遇する。〉

第2条

憲法第4条は次のように表される項によって補完される。

〈それら(諸政党)は、法によって規定された条件で、第3条の最後の項で表された原則を実現するよう貢献する。〉

この法律は、国家の法律として施行される。

1999年7月8日、パリで策定。

ジャック・シラク

共和国大統領により

首相

リオネル・ジョスパン

雇用・連帯大臣

マルティヌ・オブリ

法務大臣

エリザベス・ギグ

女性の権利と職業教育担当国務大臣

ニコル・ペリ

(1)99-569号憲法

—準備作業

国民議会

憲法草案985号

法律委員会の名による、カトリーヌ・タスカ女史の報告1240号

1998年12月15日審議並びに採択

上院

国民議会により採択された憲法案、130号（1998-1999）

法律委員会の名による、ギ・カバネル氏の報告156号（1998-1999）

1999年1月27日審議並びに採択

国民議会

上院により修正された憲法案、1354条

法律委員会の名による、カトリーヌ・タスカ女史の報告1377号

1999年2月16日審議並びに採択

上院

第二回審議で国民議会により修正して採択された、憲法案228号
（1998-1999）

法律委員会の名による、ギ・カバネル氏の報告247号

1999年3月4日審議並びに採択

国民議会

第二回審議で上院により修正された、憲法案

法律委員会の名による、カトリーヌ・タスカ女史の報告1451号

1999年3月10日審議並びに採択

—パルルマンでの会議

会議に参集したパルルマンでの2つの憲法案を承認することを目ざ

す、1999年6月23日付けの共和国大統領のデクレ：1999年6月28日

採択

官報 1999年7月13日、160号、10360頁

法律

女性の権利に対応し、男性と女性間の機会平等に対応する、議会で
の代表部の創設を目指す1999年7月12日の99-585号法律

NOR:JUSX9903426L

国民議会と上院は、共和国大統領が以下の内容の法律を公布する事
を採択した。

単一条項

1958年11月17日のオールドナンス58-1100号6条6の後に、次のよう
に表される6条7が挿入される。

《6条7-I-パルルマンの両議会の各々において、女性の権利に
対応し、男性と女性間の平等に対応する、代表部が構成される。こ
れらの代表部の各々は、36人の構成員からなる。

《II-代表部の構成員は常設委員会と同様に、それらの内部で、パ
ルルマンの諸グループに比例し、男性と女性が均衡する代表を保障
する方法で、2つの議会の各々によって指名される。

《国民議会の代表は、議会会期の当初に、その期間に渡って指名さ
れる。

《上院の代表は、この議会の各部分改選の後に指名される。

《III-常設もしくは特別委員会の諸権能あるいはUEに関わる代表
の諸権能の特別権限なしに、女性の権利並びに男性・女性間の機会
均等を目指す議会代表部は、諸議会に、女性の権利並びに男性・女
性間の機会均等に関するその諸結果に関して、政府によって勧めら
れる政策を伝達することを職務とする。この分野で、代表部は、法
の適用実績を確認する。

《さらに、女性の権利並びに男性・女性間の機会均等を目指す議会
代表部は、次の機関による構想もしくは提案を付託され得る。

《一自らの主導であれ、グループ代表の要求であれ、一方もしくは他方の議会の事務局。

《一自らの主導であれ、代表の要求であれ、恒常的もしくは特別な委員会。

《最後に、代表部は、憲法88条4項の適用について諸議会に付されたテキストに関して、ヨーロッパ議会の代表により付託され得る。

《代表部は、諸大臣に広聴を要請できる。政府は、代表部に、彼等の職務の実行に有用な情報と必要な文書を回付する。

《Ⅳ－代表部は、付託されている問題点に関して、代表部の出自の議会事務局に託され、UEの代表に対してと同様権限を有する委員会に回されている勧告を含む報告を作成する。これらの報告は公表される。

《代表部はほかに、毎年、彼等の活動一覧を載せ、万一の場合、その権限分野内の法律や規則の改正提案を含む公開性を持つ報告書を作成する。

《Ⅴ－各代表部は、各々の議会の規則によって規定された諸条件の中で、その活動の広報を組織する。

《国民議会代表部及び上院代表部は、関連する会合の運営を決定する事が出来る。

《Ⅵ－代表部は、その内部規則を作成する。》

この法律は国法として施行される。

1999年7月12日、パリにて作成。

ジャック・シラク
共和国大統領により

首相

リオネル ジョスパン

雇用・連帯大臣
マルティエヌ・オブリ

法務大臣

エリザベス・ギグ

議会との関係大臣

ダニエル・ヴェヤン

公務・国家改革・分権大臣

エミル・ツカレツリ

女性の権利と職業教育担当国務大臣

ニコル・ペリ

(1)準備作業：法律99－585号

国民議会：

法律1261号提案；

法律委員会の名によるジャック・フロック氏の報告、1363号；

審議・採択

1999年2月11日

上院

提案国民議会で採択された法律提案221号（1998－1999）

法律委員会の名によるディナ・ドレイク婦人の報告

審議・採択1999年5月20日

国民議会

上院により修正された法律の提案1617号

法律委員会の名によるジャック・フロック氏の報告1696号

審議・採択（簡易審査手続）1999年6月29日

フランス女性の政治宣言（鈴木）

採択された**224**号テキスト

〈Petite loi〉

国民議会

1958年10月4日憲法

第11回立法議会1998年—1999年通常会議

1998年12月15日

第1回審議において国民議会によって採択された、

男女間の平等に関する憲法案

国民議会は、次のような内容の憲法案を採択した：

次の各号を参照：**985**と**1240**。

女性

単1条項

1958年10月4日憲法の第3条に、次のように表される項が加えられる。

〈法は、選挙職務および選挙任務への男女の平等なアクセスが組織付けられる諸条件を確定する。〉

1998年12月15日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：ロラン・ファビウス

採択された**250**号テキスト

〈Petite loi〉

国民議会

1958年10月4日憲法

第11回立法議会1998年—1999年通常会議

1999年2月16日

第2回審議において国民議会による修正を受けて採択された、

男女間の平等に関する憲法案

国民議会は、次のような内容の憲法案を採択した：

次の各号を参照。：

国民議会：第 1 回審議：985、1240 および T. A. 224

第 2 回審議：1354 と 1377

上院：第 1 回審議：130、156 および T. A. 58 (1998-1999)

女性

単 1 条項

1958年10月4日憲法の第3条は、次のように表される項によって補完される。

〈法は、選挙職務および選挙任務への男女の平等なアクセスが組織付けられる諸条件を確定する。〉

1999年2月16日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：ロラン・ファビウス

採択された261号テキスト

〈Petite loi〉

国民議会

1958年10月4日憲法

第11回立法議会1998年-1999年通常会議

1999年3月10日

男女間の平等に関する憲法案

(パルルマンの二つの議会で、同一期日に投票に付されたテキスト。)

国民議会は、上院による第2回審議において修正された次のような内容の憲法案を、第3回審議において、修正することなく採択した；この案は、憲法89条に基づいて、国民投票もしくは会議に参集したパルルマンによる承認の後にはじめて確定されることになる。

次の各号を参照。：

国民議会：第1回審議：985、1240およびT.A. 224

第2回審議：1354と1377およびT.A. 250

第3回審議：1436と1451

上院：第1回審議：130、156およびT.A. 58（1998－1999）

第2回審議：228、247とT.A. 91（1998－1999）

憲法

第1条

1958年10月4日憲法の第3条は、次のように表される項によって補完される。

〈法は、選挙職務および選挙任務への男女の平等なアクセスを優遇する。〉

第2条

憲法第4条は次のように表される項によって補完される。

〈それら（諸政党）は、法によって規定された条件で、第3条の最後の項で表された原則を実現するよう貢献する。〉

1999年3月10日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：ロラン・ファビウス

採択された432号テキスト

Petite loi

国民議会

1958年10月4日憲法

第11回立法議会

1999－2000通常議会

2000年1月25日

第一回審議で、
緊急宣言の後で、

選挙職務及び選挙任務への

男性と女性の平等なアクセスを優遇することを目指して、

国民議会によって採択された法案

国民議会は、次のような内容の法案を採択した：

次の各号を参照：**2012**と**2103**

選挙と国民投票

第 1 卷

リストの投票方法で展開される選挙に関わる規定

第 1 条 A (新規)

- I. 一選挙法典 L. 241 条の中にある、数：“2500”が“2000”の数
に変更される。
- II. 一同法典第 1 部第 4 卷第 2 章の中にある数：“3500”が“2000”
の数に変更される。
- III. 一同法典 L. 252 条にある数：“3500”が“2000”の数に変更ら
れる。
- IV. 一同法典の 256 条が削除される。
- V. 一同法典第 1 部第 4 卷第 3 章にある数：“3500”が“2000”の
数に変更される。
- VI. 一同法典 L. 261 条が次の様に修正される。
 - 1 最終の前の項で、数：“3500”が数“2000”に変更される。
 - 2 最終項にある言葉：“人口 2000 人以下の結合したコミュニンに
あって、と”は削除される。

第 1 条

- I. 一同法典の L. 264 条の初めの項は、次のように表される二つの
文によって補われる：
“リストの各々において、各性の候補者数の開きは 1 を超える事がで
きない。リストの掲載順序中、6 候補者のグループ全体のうちでは、
各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

II. 一同法典L.265条の第4項2° は次のように表される。

“2° 各候補者の姓、名、性、出生日及び出生地、住所と職業”

第2条

同法典L.300条は次のように修正される：

1° 初めの項は次のように表される2つの文によって補われる：

“リストの各々に関して、各性の候補者数の開きは1を超える事ができない。各々のリストは、交互に各性の候補者で構成されなければならない。”

2° 第2項は次のように表される：

“L.298条に記された情報の他に、届出はリストのタイトル、候補者の掲載順序および性を表示しなければならない。”

第3条

I. 一同法典L.346条の初めの項は次のように表される2つの文によって補われる：

“リストの各々において、各性の候補者数の開きは1を超える事はできない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

II. 一同法典のL.347条の最後の前の項（2°）は次のように表される：

“2° 各候補者の姓、名、性、出生日及び出生地、住所と職業”

第4条

I. 一同法典のL.370条のはじめの項は次のように表される2つの文によって補完される：

“リストの各々において、各性の候補者数の開きは1を超える事はできない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

II (新規). 一同法典L.372条の初めの項に、“L.340”参照のあとに：

“L.347” 参照が入る。

第 5 条

ヨーロッパ議会への代表選挙に関する1977年7月7日の法律77-729の9条は、次のように修正される：

1° 初めの項は次のように表される2つの文によって補われる：

“リストの各々において、各性の候補者数の開きは1を超える事はできない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

2° 2項のはじめにある、“それ”という語は、“候補者の届出”という語に置き換えられる。

3° 5項(2°)は次のように表される：

“2° 各候補者の姓、名、性、誕生日及び出生地、住所と職業。”

第 6 条

I. 一選挙法典L.331-2条の第2項は、次のように表される2つの文によって補完される。

“リストの各々において、各性の候補者数の開きは1を超える事はできない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

II. 一同法典L.332条4項(2°)は次のように表される。

“2° 各候補者の姓、名、性、誕生日及び出生地、住所と職業。”

第 7 条

ヌーヴェル・カレドニとフランス領ポリネジの領土にある市議会の選挙に関する様々な規程を修正する1983年1月19日の法83-27の第3条は、次のように表される4項によって補完される。

“ほかに、2000人とそれ以上のフランス領ポリネジの領土にあるコミューンでの第1回投票に対して、以下の適用の留保の下で選挙法典のL.264条、L.265条及びL.267条が適用され得る。”

“L.265条の適用のために、読まれるべきことがら：

“1°” “県庁”あるいは“県庁下部組織”に変えて、“高等コミッセルのサービス”あるいは“行政的区分の配置”、

“2°” “L.260条及びL.264条で予定される諸条件”に変えて、“L.264条と現在の条で予定される諸条件”

第8条

I. — 現行法の第1条は、ヌーヴェル・カレドニおよびマヨットに適用され得る。

II. — 現行法の第5条は、ヌーヴェル・カレドニ、フランス領ポリネジ、ワリス島、フツナ島およびマヨットに適用され得る。

第9条

フランス領ポリネジの領土議会の構成と設置に関する1952年10月21日の法52-1175の4項（1°）

“1° 候補者の姓、名、性、誕生日及び出生地、住所と職業；”

第10条

ワリス島およびフツナ島に海外領土の地位を付与する1961年7月29日の法61-814の13-4条の第2項（1°）は、次のように表される。

“1° 候補者の姓、名、性、誕生日及び出生地、住所と職業；”

第11条

ヌーヴェル・カレドニに関する1999年3月19日の法99-210の14条IIの第3項（2°）は、次のように表される。

“2° 各候補者の姓、名、性、誕生日及び出生地、住所と職業。”

第1巻2

単記投票でおこなわれる選挙に関する諸規程

[新規の節とタイトル]

第11条 2 (新規)

I. 一 選挙法典 L.154条は次のように表される。

“L.154条. 一 候補者は、姓、名、性、出生日及び出生地、住所と職業を表記し署名のされた表明書類を作るよう義務付けられる。”

II. 一同法典 L.155条第 1 項の中で、“名” という語のあとに “性” という語が挿入される。

III. 一同法典 L.210-1 条は、次のように表される文によって補完される：

“立候補の表明書類は、候補者の性を記載する”

IV. 一同法典 L.299条第 1 項の中で、“名” という語のあとに “性” という語が挿入される。

第 2 卷

政党及び政治団体に宛てられる援助に関する諸規定

第12条

政治活動金上の資の透明性に関する1988年 3 月11日の方88-227の 9-1 条は次のように表される。

“9-1 条. 一 政党または政治団体にとって、立候補表明している各性の候補者数間の差異が、第 9 条第 2 項に対応して、国民議会の最後の全体改組の際に、候補者全数の 2 %を超えている時には、第 8 条と第 9 条を適用して政党に付与されるはじめの部分の総額が、候補者全数に対する差異の半数に等しい百分比の分だけ減額される。

“この減額は、政党に関わる各性の候補者数間の差異が 1 を超えていない時、専ら海外での候補者だけを有している政党もしくは政治団体には適用されない。

“この減額に基づく予算は、財政法における新しい割当を受ける。

“毎年、パルルマンに対して、この減額から生じる予算の活用並びに政治的パリティのために取り組まれた活動、またより特殊には、パリティと市民性の発展を推進する事を目指しての制度的キャンペーンに関して、報告が提出される。”

第12条 2（新規）

現行法の評価報告は2002年と、引き続き3年ごとにパルルマンに提出される。それは、法によって関係付けられていないカントン（県議会）選挙、元老院並びに市議会選挙、間共同体並びに地方行政の審議機関における女性尊重の発展の詳細な研究を同様に含むものである。

第3巻

経過規程

第13条

- I. - 現行法の1条から11条の諸規定は、それらが適用される会議及び議会の通常時期に発生する次の組み換えの際に実効的となる。
- II. - 12条の諸規定は、国民議会の次の組み換えの際に実効的となる。

4巻

諸規定

[新しい節とタイトル]

14条（新規）

選挙法典205条の第1項は次のように表される：

“自分の選挙後に生じた理由により、L.195条、L.199条、L.200条によって定められた被選挙権喪失の事情にあるか、選挙資格を失わせる不能条件の一つに抵触している総ての県議会議員は、県のアレテに依り解任を宣告される。ある県議会議員が、自分に逆らって言い渡された罰に続いてオフィスからの解任を宣告され、この事実によって、彼の市民権並びに選挙権の喪失に至る場合、プレフェのアレテに対する差止請求は、停止されない。”

第15条（新規）

地方公共団体一般法典のL.2113条からL.2117条の第1項は、次の

ように表される文によって補完される。

“結合しているコミューンの選挙人リストに登録されている総ての市民は、諮問会議に選任され得る。”

2000年1月25日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：ロラン・ファビウス

433号テキスト

Petite loi

国民議会

1958年10月4日憲法

第11回立法会議

1999－2000通常会議

2000年1月25日

第一回審議で、

地方の諸議会、ヌーヴェル・カレドニの議会、フランス領ポリネジの議会並びにワリス島とフツナ島の議会における構成員の選任への、**男女の平等なアクセスを優遇すること**を目指して、

国民議会によって採択された

憲法付属法案

国民議会は、次のような内容の憲法付属法案を採択した：

次の各号を見よ：**2013**と**2103**

選挙及び国民投票

第1条

フランス領ポリネジの領域議会の構成と設置に関する1952年10月21日の法52-1175第6条の後に、次のように表される6条-1が挿入される。

“6条-1-候補者リストの各々に関して、各性の候補者数間の差異は1を越えることが出来ない。各々のリストは、交互に各性の候補者によって構成される。”

第2条

ワリス島及びフツナ島に海外領土の地位を付与する1961年7月29日の61-814法13条-4は、次のように表される項により補完される。
“候補者リストの各々に関して、各性の候補者数間の差異は1を越えることが出来ない。各々のリストは、交互に各性の候補者によって構成される。”

第3条

ヌーヴェル・カレドニに関する1999年3月19日の憲法付属法99-209の192条1項の後に、次のように表される項が挿入される。
“候補者リストの各々に関して、各性の候補者数間の差異は1を越えることが出来ない。各々のリストは、交互に各性の候補者によって構成される。”

第4条

この法の諸規定は、ヌーヴェル・カレドニの地方議会、フランス領ポリネジの議会、ワリス島並びにフツナ島の地域議会の、次の全体的改組の際に実効的となる。

2000年1月25日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：ロラン・ファビウス

採択された469号テキスト

Petite loi

国民議会

1958年10月 4 日憲法

第11回立法会議

1999—2000通常会議

2000年 3 月 7 日

男女間の職業上の平等に関して、

第 1 回審議で

国民議会によって採択された

法案

国民議会は、次のような内容の法案を採択した：

次の各号を見よ：2131,2220および2225

女性

第 1 卷

労働法を改定する諸規定

第 1 条

労働法 L. 432 条 3 - 1 第 1 項の 2 番目の文にある、“数量的分析”という語は、次の語に置き換えられる。：“デクレによって規定されたり、企業の特殊状況を考慮に入れる指標によって時に補われたりする数的要素に特に依拠している、妥当な指標に基づく分析”

第 1 条 2 (新規)

労働法 L. 432 条 3 - 1 第 3 項の初めの文中で、“意見を考慮して”という語の後に、“意欲のある”という語が挿入される。

第 3 条

労働法 L. 132 条 27 は以下のように表される 2 つの項によって補われる。

第 1 項で求められる企業にあって、雇用者は、L. 432 条 3 - 1 によって予定され、企業の特殊状況を考慮する指標によって時に補われる

比較状況についての報告に現れる諸要素を通じて、それらの達成を可能とする手段に関する協定と同様、男女間の職業上の平等に関する企業状況の改善目的に関する協定に、毎年取り組む事を義務付けられる。前の協定に続く12ヶ月を越えて以後、この後者のイニシアティブが欠ける場合、L.132条-28に確定されている期限の中で、代表するひとつの組合組織の要求を受けて、協定が義務的に取り組まれる。組合組織による公式どおりの協定要請は、8日間のうちに雇用者によって別の代表組織に伝達される。一定の目的と手段を内容とする共同の合意が企業の中で署名されるときは、協定の有効性は3年間保持される。

“前項で求められる目的の達成を可能にさせる手段は、現在の第一条で求められている協定の枠内で等しく決定され得る。”

第4条

労働法L.153条2の初めの文頭は次のように表される。“L.132条27、およびL.132条28で予定されている義務を免れている企業…”
(他は変わらない)

第5条

労働法L.132条27の後に、次のように表されるL.132条27-1が挿入される。

“L.132条27-1.- L.132条27は、男女間の職業上の平等という目的を考慮する。”

第6条

I.-労働法L.123条3-1は削除される。

II.-同法L.132条12は、次のように表される4項によって補完される。

“支部合意に結び付けられているか、そうでなければ、L.132条1からL.132条17により予定されている諸条件の中で締結された職業上の合意に結び付けられている組織は、男女間の職業上の平等を確保

するのに役立つ手段や、確認される不平等を修復するのに役立つ補正手段に関して、3年ごとに協定するために集まる。協定は特に次の諸点を含んでいる。

“－雇用、職業教育、職務上の昇進へのアクセス条件”

“－労働及び雇用条件”

“職業上の平等に関する協定は、これらの領域における男女の比較状況を表す報告書に基づき、また、各々の活動セクターにとっての、特に数的要素に基礎を置く適切な指標に基づき、取り決められる”

第7条

労働法L.132条12のあとに、次のように表されるL.132条12-1が挿入される。“L.132条12-1.－L.132条12の第1項目およびL.933条2の諸条項によって予定されている協定の枠内で、枝協定あるいは、それが無い場合は職業上の合意によって結び付けられた組織は男女の職業上の平等を目的として取り上げる。”

第8条

男女間の職業上の平等に関する労働法および刑法改正に関わる1983年7月13日の法83-635号18条の中で、“企業もしくは企業団体によって”という言葉は、“または、同法のL.131条2に記されている雇用者による集合的なすべての協定または合意の枠内で”という言葉に置き換えられる。

第9条

削除

第2巻

公共職務に関する諸規程

第1章

[区分と章題削除]

第10条から第12条

削除

第13条

公務員の権利と義務に関する1983年7月13日法律83-634号6条の後に、次のように表される6条2が挿入される。

“6条2. - 彼らの性を理由として、職業の間にいかなる区別もなされ得ない。”

“しかしながら、女性もしくは男性に対する区別されたリクルートが、一つもしくは別の性への帰属が公務の執行の決定的な条件を構成する時には、例外的に認められる。”

“同様に、公務員および公務員の経歴に関わる個々の決定ならびに、サービスの機関と機能に関する問題に基づいて、公務員および代表者のリクルートならびに教育に関して相談を受けた機関の中で、判事団および設置される選考委員会の構成員の指名にあたって、これらの機関に於ける女性と男性間の均衡の取れた代表に協力する為に、女性と男性の間の、行政側による区別がなされ得る。”

第14条

前記1983年7月13日83-634号法の第6条の後に、次のように表される6条-3が挿入される。

“6条-3. - 次のことを考慮している公務員について、特にリクルート、任用、研修、勤務評定、懲罰、昇任、配属、移動に関する、いかなる（特別）策も講じられない。”

“1° ある公務員が、上位職階にある者か、誰であれ、彼の職務を彼に付与している権限を濫用して、自分又は第三者が性的性質による利益を得ることを目的に、この公務員に対して、命令したり、脅迫的言動を発したり、強制を課したり、あらゆる性質の圧力をかけたりしたあらゆる人物の、行動や嫌がらせを蒙ったり、蒙ることを避けたという事実。”

“2° あるいは、彼(ある公務員)がこのような行動について証言するか、それらについて詳しく語ったという事実。

“上に定義した行動をなした全ての公務員は、懲罰を受ける。”

第14条-2 (新規)

1983年7月13日の法83-634号第6条の後に、次のように表される6条-4が挿入される。

“6条-4.-政府は、2年ごとに、パルルマン議会の事務局に、公務職の中での、この巻の2条で目指されている女性と男性の雇用と研修の一般条件についての比較状況に関する報告書を提出する。この報告書は、国家公務員のための国家公務員最高会議、地方公務員のための地方公務員最高会議および医療公務員の為の医療公務員最高会議の意見の後に作成される。報告書は、デクレにより規定された適切な指標に基づき、とりわけ、リクルート、職業教育、昇進、労働並びに実質的報酬条件について、女性と男性のそれぞれに関する状況を評価させ得る数字的要素に根ざした分析を含む。報告書は、特に、全ての階層水準において、公務における両性の平等原則の尊重を保障するために取られる諸施策の一覧を作成し、来るべき諸年度で予定される諸目的並びに、この巻で求められる諸活動を提示する。

第14条-3 (新規)

I.- 刑事訴訟法2条6項2段落にある言葉、“6条の最後の4段落に”は、“6条3に”という言葉に置き換えられる。

II.- 労働関係における性的事項での権力乱用に関わり、労働法並びに刑事訴訟法を改正する、1992年11月2日の92-1172号法の8条にある言葉、“6条の最後の4段落”は、“6条3”という言葉に置き換えられる。

III.- 前掲1983年7月13日の法律83-634の6条第2段落にある、“その人の性”という言葉は削除される。

Ⅳ．－前掲1983年7月13日の法律83－634の6条第4段落にある言葉、“同様に”は、“いずれにせよ”という言葉に置き換えられる。

Ⅴ．－前掲1983年7月13日の法律83－634の6条の第3、第5、第6、第7、第8段落は削除される。

第14条－4（新規）

Ⅰ．－国家公務職に関わる身分規定に関する1984年1月11日の法律84－16号21条の、最終前及び最終段落は削除される。

Ⅱ．－地方公務職に関わる身分規定に関する1984年1月26日の法律84－53号37条の、最終前及び最終段落は削除される。

Ⅲ．－医療公務職に関わる身分規定に関する1986年1月9日の法律86－33号34条の、最終前及び最終段落は削除される。

第2章

（区分と章題削除）

第15条

国家公務職に関わる身分規定に関する1984年1月11日の法律84－16の12条は、次のように表される段落により補われる。

“女性と男性間の均等な代表に協力するため、行政を代表する諮問機関のメンバーは、コンセーユ・デタにおけるデクレにより決められた両性の各々に属する代表者の比率を考慮して選ばれる。”

第16条

削除

第17条

前記1984年1月11日の法律84－16号20条の後に、次のように表される20条2が挿入される。

“20条2．－行政府によりメンバーが指名される判事団は、女性と男性間の均等な代表に協力する方法で構成される。”

“コンセーユ・デタにおけるデクレは、本条の適用条件、特に両性の各々に属する判事のメンバーの割合を固定する。”

第17条 2 (新規)

前記1984年1月11日の法律84-16号26条の後に、次のように表される26条2が挿入される。

“26条2. 一 行政府によりメンバーが指名される判事団および選考委員会は、女性と男性間の均等な代表に協力する方法で構成される。コンセーユ・デタにおけるデクレは、本条の適用条件、特に両性の各々に属する判事団および選考委員会のメンバーの割合を固定する。”

第18条

前記1984年1月11日の法律84-16号58条の後に、次のように表される58条2が挿入される。

“58条2. 一 行政府によりメンバーが指名される、等級付けにおける比率のために構成される判事団および等級付けにおける比率のために構成される選考委員会は、女性と男性間の均等な代表に協力する方法で構成される。コンセーユ・デタにおけるデクレは、本条の適用条件、特に両性の各々に属する判事団および選考委員会のメンバーの割合を固定する。”

第3章

(区分と章題削除)

第19条

地方公務職に関わる身分規定に関する1984年1月26日の法律84-53号42条は、次のように表される段落により補われる。

“判事団は、女性と男性間の均等な代表に協力する方法で構成される。”

第4章

（区分と章題削除）

第20条

医療公務職に関わる身分規定に関する1986年1月9日の法律86-33号20条第2段落の後に、次のように表される段落が挿入される。

“女性と男性間の均等な代表に協力するため、行政を代表する諮問機関のメンバーは、コンセーユ・デタにおけるデクレにより決められた両性の各々に属する代表者の比率を考慮して選ばれる。”

第20条2（新規）

前掲1986年1月9日の法律86-33号23条第3段落の前に、次のように表される段落が挿入される。

“女性と男性間の均等な代表に協力するため、行政を代表する諮問機関のメンバーは、コンセーユ・デタにおけるデクレにより決められた両性の各々に属する代表者の比率を考慮して選ばれる。”

第21条

前掲1986年1月9日の法律86-33号30条の後に、次のように表される30条1が挿入される。

“30条1-権限機関の協力を得た組織権力機関により指名される判事団は、女性と男性間の均等な代表に協力する方法で構成される。”

第22条

前掲1986年1月9日の法律86-33号35条は、次のように表される段落により補われる。

“職業試験を組織する権限を持つ権力機関により指名される判事団は、女性と男性間の均等な代表に協力する方法で構成される。”

第 3 章

経過規定

(新規区分並びにタイトル)

第23条 (新規)

行政委員会並びにパリテに関する技術委員会に関わるこの法律の第 2 章の諸規程は、この法の15条と20条に予定されているコンセーユ・デタにおけるデクレの公布日時に従い、これらの機関の次回更新日付の算定に適用される。

第24条 (新規)

判事並びに選考委員会の構成に関わるこの法律の第 2 章の諸規程は、判事団及び、この法の17条、18条、19条、21条、22条の適用方式を固定するコンセーユ・デタにおけるデクレの公布の後にその構成が決定される選考委員会に適用される。

議長

署名：ロラン・ファビウス

採択された478号テキスト

“Petite loi”

国民議会

1958年10月 4 日憲法

第11回立法議会

1999—2000通常会議

2000年 3 月 30日

新規審議で、

選挙職務及び選挙任務への

男女の平等なアクセスを優遇することを目指して、

国民議会によって採択された法案

国民議会は、次のような内容の法案を採択した：

次の各号を見よ：2012、2103およびT.A. 432

2228. 混合パリティ委員会：2240

新規審議：2228および2268

上院：第1回審議：192、231およびTA94（1999－2000）

混合パリティ委員会：263（1999－2000）

選挙と国民投票

第1巻

リストの投票方法で展開される選挙に関わる規定

第1条A

- I. ー選挙法典第1部第4巻第2章の中にある数：“3500”が“2500”の数に変更される。
- II. ー同法典L.252条にある数：“3500”が“2500”の数に変更される。
- III. ー同法典の256条が削除される。
- IV. ー同法典第1部第4巻第3章にある数：“3500”が“2500”の数に変更される。
- V. ー同法典L.261条最終の前の項で、数：“3500”が数“2500”に変更される。

第1条

I. ー同法典のL.264条の初めの項は、次のように表される2つの文によって補われる：

“リストの各々にあって、各性の候補者数の開きは1を超える事ができない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

- II. ー修正されない。
- III. ー削除

第 2 条

同法典 L. 300 条は次のように表される 2 つの文によって補われる：
“リストの各々に関して、各性の候補者数の開きは 1 を超える事ができない。各々のリストは、交互に各性の候補者で構成されなければならない。”

第 2 条 2 (新規)

- I. - 国外にいるフランス人の最高会議に関する 1982 年 6 月 7 日の 82-471 法 8 条 1 項の後に、次のように表される項が挿入される。
“各々のリストは各性の候補者の 50% ずつから成る”
- II. - この条の諸規定は、2003 年における、国外にいるフランス人の最高会議の部分的改組から実効的となる。

第 3 条

- I. - 同法典 L. 346 条の初めの項は次のように表される 2 つの文によって補われる：
“リストの各々において、各性の候補者数の開きは 1 を超える事はできない。リストの掲載順序中、6 候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”
- II. - 修正されない。

第 4 条

- I. - 同法典の L. 370 条のはじめの項は次のように表される 2 つの文によって補完される：
“リストの各々において、各性の候補者数の開きは 1 を超える事はできない。リストの掲載順序中、6 候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”
- II. - 修正されない。

第5条

ヨーロッパ議会への代表選挙に関する1977年7月7日の法律77-729の9条は、次のように修正される：

- 1° 初めの項は次のように表される2つの文によって補われる：
“リストの各々において、各性の候補者数の開きは1を超える事はできない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”
- 2° 2項のはじめにある、“それ”という語は、“候補者の届出”という語に置き換えられる。
- 3° 5項（2°）は次のように言い表される：
“2° 各候補者の姓、名、性、出生日及び出生地、住所と職業。”

第6条

I. - 選挙法典L.331-2条の第2項は、次のように表される2つの文によって補完される。

“リストの各々において、各性の候補者数の開きは1を超える事はできない。リストの掲載順序中、6候補者のグループ全体のうちでは、各々の性の候補者数が等しくなければならない。”

II. - 修正されない。

第7条

ヌーヴェル・カレドニとフランス領ポリネジの領土にある市議会の選挙に関する様々な規程を修正する1983年1月19日の法83-27の第3条は、次のように表される4項によって補完される。

“ほかに、2000人とそれ以上のフランス領ポリネジの領土にあるコミューンでの第1回投票に対して、以下の適用の留保の下で選挙法典のL.264条、L.265条及びL.267条が適用され得る。”

“L.265条の適用のために、読まれるべきこと：

“1° “県庁”あるいは“県庁下部組織”に変えて、“高等コミッセルのサービス”あるいは“行政的区分の配置”、

“2°” “L.260条及びL.264条に宛てられる諸条件” に変えて、“L.264条と本条に宛てられる諸条件”

第 8 条

[調整のために]

- I. ー現行法の第 1 条は、ヌーヴェル・カレドニおよびマヨットに適用され得る。
- II. ー修正されない。

第 1 卷 2

立候補表明に関する諸規定

第 11 条 2

一致

第 2 卷

政党及び政治団体に宛てられる援助に関する諸規定

第 12 条

政治活動の資金上の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法 88-227 の 9 条-1 は次のように表される。

“9 条-1. ー政党または政治団体にとって、立候補表明している各性の候補者数間の差異が、第 9 条第 2 項に対応して、国民議会の最後の全体改組の際に、候補者全数の 2 % を超えている時には、第 8 条と第 9 条を適用して政党に付与されるはじめの部分の総額が、候補者全数に対する差異の半数に等しい百分比の分だけ減額される。

“この減額は、政党に関わる各性の候補者数間の差異が 1 を超えていない時、専ら海外での候補者だけを有している政党もしくは政治団体には適用されない。”

“この減額に基づく予算は、財政法における新しい割当を受ける。“毎年、パルルマンに対して、この減額から生じる予算の活用並びに政治的パリテのために取り組まれた活動、またより特殊には、パリテ

と市民性の発展を推進する事を目指しての制度的キャンペーンに関して、報告が提出される。”

第3巻

経過規程

第13条

一致

4巻

諸規定

第14条

選挙法典205条の第1項は次のように表される；

“自分の選挙後に生じた理由により、L.195条、L.199条、L.200条によって定められた被選挙権喪失の事情にあるか、選挙資格を失わせる不能条件の1つに抵触している県議会議員は誰であれ、県のアレテに依り解任を宣告される。ある県議会議員が、自分の意に反して言い渡された罰に続いてオフィスからの解任を宣告され、この事実によって、彼の市民権並びに選挙権の喪失に至る場合、プレフェのアレテに対する差止請求は、停止されない。”

第14条2（新規）

同法典L.210条は、次のように表される。

“L.210. —自分の選挙後に生じた理由により、L.206条、L.207条、L.208条によって定められた被選挙権喪失の事情にある県議会議員は誰であれ、直ちに、県のアレテに依り、オフィスからであれ、すべての選挙人の請求に基づくものであれ、解任を宣告される。これについて、通知を受けてから10日以内になされる行政裁判所への請求並びに、L.223条に対応するコンセーユ・デタへの差止請求がある場合は除かれる。”

第15条

地方公共団体一般法典のL.2113条からL.2117条の第1項は、次のように表される文によって補完される。

“結合しているコミューンの選挙人リストに登録されているすべての市民は、諮問会議に選任され得る。”

2000年3月30日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：レモン・フォルニ

採択された**479**号テキスト

Petite loi

国民議会

1958年10月4日憲法

第11回立法会議

1999－2000通常会議

2000年3月30日

第1回審議で、

地方の諸議会、ヌーヴェル・カレドニの議会、フランス領ポリネジの議会並びにワリス島とフツナ島の議会における構成員の選任への、**男女の平等なアクセスを優遇すること**を目指して、

国民議会によって採択された

憲法付属法案

国民議会は、次のような内容の憲法付属法案を採択した：

次の各号を見よ：第1回審議：**2013、2103**とT.A**433**

第2回審議：**2230**と**2268**

上院：第1回審議：**193、231**とT.A**95** (1999－2000)

選挙及び国民投票

第 1 条

フランス領ポリネジの領域議会の構成と設置に関する1952年10月21日の法52-1175第6条の後に、次のように表される6-1条が挿入される。

“6-1条-各々のリストは、各性の候補者によって交互に、ほぼ均等に構成される。”

第 2 条

ワリス島及びフツナ島に海外領土の地位を付与する1961年7月29日の61-814法13-4条は、次のように表される項により補完される。
“候補者リストの各々に関して、各性の候補者数間の差異は1を越えることが出来ない。各々のリストは、交互に各性の候補者によって構成される。”

第 3 条

ヌーヴェル・カレドニに関する1999年3月19日の憲法付属法99-209の192条1項の後に次のように表される項が挿入される。
“候補者リストの各々に関して、各性の候補者数間の差異は1を越えることが出来ない。各々のリストは、交互に各性の候補者によって構成される。”

2000年1月25日、パリで、公開会議で審議された。

議長

署名：レモン・フォルニ

男性と女性のパリテに関する討論

- ◎アラン・ジュペは選挙における候補者のコータに反対しない。
- ◎〈ル・モンド〉による質問を受けた議員達の多数はそれに敵対的である。
- ◎ジャック・シラクは憲法改定を望んでいない。
- ◎パリでの3月8日の示威行動並びに、3月11日の国民議会における討論

3月8日土曜日、国際女性会議の前日に、そして、3月11日、政治生活への女性の参加に関する国民議会での討論の3日間に向けて、政府は、〈コータ制〉に関する立法的解決に向けて前進するようと思われる。マティニョンでのアラン・ジュペを取り巻く閣僚たちの会議は、3月5日、予想される様々な解決方法を問題とした。首相は憲法改正の可能性から離れ、共和国大統領はそれに対立している。反対に、政府は、その憲法上の性格が疑わしいにもかかわらず、選挙への立候補のリストに女性が参加することを課す法律案に傾いている。ジュペ氏は、何れにせよ、6月に公表される事になる上院による情報についての共同任務の結果を待つであろう。

ル・モンドは、577人の代議士に対して、アンケートを実施した。憲法へのパリテ制の導入、立候補の段階でのコータ制の創設、そして、これらの改革に対する国民投票の想定に関する3つの質問が用意された。312人、代議士の54%が質問に回答した。彼らのうち、75%がパリテに反対し、特に右派の一団の中に反対者が多くいる。60%近くが、コータシステムに不快を表し、77%が国民投票による解決を拒否している。ブルボン宮殿に席を持つ32人の女性のうち大多数が、テストにかけてられている解決策を退けている。

国際婦人日は、特にパリで、政治参加における平等のためであると同様に、より広範に、婦人の社会的・経済的諸権利の擁護と発展のための示威活動の機会となるであろう。諸協会が、この日のために大量に動員されている。左派政党と諸協会を統合する国民大会が、3月15日と16日に組織される事になっている。

Le Monde, 8, 3, 1997, Page1.

主要点

3月8日の国際女性日及び、国民議会における3月11日の公共生活における女性の参加に関する討論は、フランスにおける政治参加の中での男性の覇権に異議を唱える事を可能とさせる提案のための強力な動員の機会である。

●ジャック・シラクは、繰り返し憲法改定に敵対している。アラン・ジュペは、議会が憲法会議に付託する事を警戒している法律、候補者の〈コータ制〉を創設する法による憲法上の障害を増加しようと勤めている。

●コータあるいは〈パリテ制〉の問題は、市選挙での候補者リストへの女性の参加を義務付けた1982年の法律の憲法院による無効（判決）以来、論争をまき起こしている。

Le Monde, 8, 3, 1997, p. 6.

原則についての論争、共和国の創設者

憲法上、討議は終了している。1982年11月18日に、憲法院が、市選挙における候補者リストの中でのコータの創設を拒否して以来、憲法を修正することなしに、国政議会の中でパリテを創設する事は不可能である、ということが所与となっている。

憲法3条は実際、〈人民のいかなる部分も……〉〈主権の〉〈行使を我が物とする事は出来ない〉事及び、選挙が〈常に普通、平等、秘密〉である事を規定している。1789年の、人および市民の権利宣言6条は、〈全ての市民が、〉法の下で〈平等であり、〉誰もが、〈能力に応じて、徳能及び才能による以外は区別されず、全ての位階、公的地位および公職に等しく任ぜられる事が出来る、〉と宣言している。憲法の擁護者は、これら2つの創設テキストの比較により、〈市民の資格が、同一条件の下での選挙並びに被選挙の権利を開設し、〉また、これらの原則が、〈選挙者並びに被選挙者についての、カテゴ

リーによるあらゆる区別と対立する、)と結論付けたのである。

法的には、ともあれ、議論は開かれている。というのも、パリテの適用を難しくさせているのが、憲法の現在の公式であるよりも、1789年革命以来、フランスの市民権が基礎を置く諸原理だからである。公法教授のフランシーヌ・ド・ミシェルは、1996年ダローズ論集の論文の中で、次のように書き、上のことを認めている。すなわち、憲法院は、〈デモクラシーの現代的要請にもはや照応しない、ドグマティックな市民の概念を〉持ち続けていると言うのである。彼女は付け加える。〈市民は今後、このような資質を保持しながら、全てを、すなわちかれらの個人的並びに共同的アイデンティティを認識する事を望んでいるのである。……ひとは、コルシカ民衆という観念の……認識の……拒否が、歴史的な頽廃そのものに至るほどに、同一の超抽象主義から生じていることを理解するであろう。〉

〈普遍性〉の原理

主権を有する人民を〈部分〉に分割する事へのこの拒否は、政治的権利のフランス的概念の基礎であり、《普遍性》という観念に要約される。エヴリーヌ・ピジエは、彼女も法学の教授であるが、コンセユ・デタの近時報告書で発表される研究の中で次のようにそれを表現している。〈一度選ばれば、代表者は、国民全体の名において語り、審議するのであり、たとえ多数派であろうと、これこれの委託者の名においてではないのである。〉

選挙権のこの〈普遍性〉は、現実の中にゆっくりと浸透してきた。長い間、それは一定の収入を得られない人には拒否されてきた。女性が選挙権を獲得したのは1944年になってからに過ぎない。実際、第三共和制の下で、その原理は、1789年の宣言が法的効力の無い請願に過ぎなかったと評価していたことを忘れてはならないのである。憲法院の決定が立法者にそれを尊重するよう拘束するには1971年を待たねばならなかったのである。特に、共和主義者たちが、各人が、階級、家柄、財産がどのようであれ、市の運営に参加する権利、ある者の投票が他の者の投票と同じ重さを持つことを獲得する

ために闘う事が出来たのは、この〈普遍性〉の名においてなのである。

この〈普遍性〉は、統合に役立つフランス的モデルの操作概念の一つであった。そこから、それを問題化する改革の前での不安、パリテについての調査委員会により聴取された、ふたりの憲法学者によって、特に、強調される不安が生じている。オリヴィエ・デュアメルは、〈本源的な区別の導入が……我々のデモクラシー自体、市民性の観念自体にまでおよぶ事を確信しながら、〉〈裂け目が、明日は、若者が彼等の正当な立場を要求し、続いて黒人、アラブ人、ユダヤ人、回教徒等々にまで広げられる〉と断定する。ギ・カルカソンヌは、まさに当然だが、〈男性と女性の人間性を区別する事は、全面的に客観的な基準に答えるために、わずかながら同等の重要性を持つ、制限されたカテゴリーの場合という唯一の場合を提供する〉ということをつけ加えるために、〈国民のあらゆる分類化〉を拒むのである。従って彼には、〈他の全ての場合において受け入れがたいであろう、この場合において—したがってこの唯一の場合において—その自立的な諸手段を展望する事が……完全に構想可能であるように、〉思われるのである。

この男性と女性の区別という特別な主張は、哲学教授のブランディーヌ・クリエジェルによっても、国務院報告のための研究の中で、用いられている。〈人類は、誰であれ、常に、男性もしくは女性として生まれる、〉というのである。反対に、クリエジェル女史は、自分が、それが、長い世紀に渡って、市の諸事項に従事する権利を女性に拒否してきた人々の主張であったことを確認しながらも、〈自然の種別化を権利として確立する〉事の承認を拒否する。彼女にすれば、〈性別化された自然に立ち返る事によって、パリテは、女性に平等の幻想を与え、彼女らの自由に対抗する役割を演ずるだけなのである。〉

しかしながら、この平等の原則の名において、クリエジェル女史はこの改革を望んでいる。彼女は、この原則が、1789年宣言の第一

条で表明され、1946年憲法の前文が、法に対して、〈あらゆる領域で、女性に、男性と同様の権利〉を保障する事を規定していると観察している。彼女の結論は従って単純である。パリテの適用は、共和国の創設者達のテキストを疑問視する事を意味するのではなく、〈両性の平等〉を認識する事による、その完全な適用を意味するのである。

二つの法的な観念がこのように対立している。デュアメル氏にとっては、〈政府は、国民の写し絵であってはならない〉ということであり、ド・ミシェル女史にとっては、〈集合的水準においては、民主的代表的代表制は社会団体の写真であらねばならない〉のである。この段階に至れば、討論は政治によってのみ断ち切る事が出来るのである。

ティエリ・ブレイエ

Le Monde, 8, 3, 1997, p. 7.

論 説

女性、男性

人権を標榜する国において、女性はいつも公共生活の偏縁に引き止められている。しばしば教訓の提供者として、フランスは、その共和国が基礎付けられている諸原理の普遍性を呼び起こす事を好む。勢いが赴く所は、今日、政治世界の〈男性優位〉という特化主義こそが、フランスを他のヨーロッパの民主主義国から区別しているのだ、ということを知ることである。ギリシャと並んで、大陸の後尾につき、わが国は、パルルマンで5.6%の女性を数えるのみであり、あるいは女性が男性と同様の政治的権利を漸く手に入れた2年後の1946年(5.7%)よりわずかに下回っている。1958年憲法により採録された、1946年憲法の前文は、〈法は、女性に、すべての分野で男性と同等の権利を保障する、〉と闡明している。半世紀後になって、最も目に余る不平等が、フランスの政治生活についての共通の法を問題事項として残しているのである。この状況は弁護しがたく、許容しがたいものである。従ってそれを終らせなければならない。

問題となっているのは、民主主義的要請の基本事項である。社会、習俗並びに精神構造の発展との深刻なズレの中で、女性の政治的周縁への固定化が、地位に基づく収入の非流動性がそれらを問題視するのを凌ぐような、公共空間の潜在的危機を表している。それに満足しないということ、それは政治の中心で、市民の間に平等を再定位する事である。

この意味において、政治生活における男性と女性のパリテに関する議論は健全なのである。フランスの遅れは、不当前提から抜け出す事を強いるものである。憲法上の原則が女性たちに権利を認めていながら、現実には、彼女らを拒否する事を止めないでいるという立場を克服するために戦うよう女性たちに呼びかける事に満足する事、それは、重力に身を任すことである。時代は、政治的人間に、彼らが、民主主義的な仕掛けのなかで課すことを知らず、望みもしない事項を課すことになっているのである。

コータもしくはパリテ、強制手段の要望は、ふたつの反論を受けている。反論の一つは、議論の余地のあるもので、市民性についての共和制的概念を不安定にし、共通共同体主義への道に通じる割れ目を開ける危険を、コータもしくはパリテに見るのである。女性は、共通共同体ではないが、人間という資格と同様、市民という資格を持つのである。第二の反論はより厄介なものである。一定数の女性がコータもしくはパリテの請願を、政治世界に、彼女たちに地位を提供するのを強制する事によって、彼女たちを第二ゾーンの議員にするという敗北として意識しているのである。しかし、同じ人たちが、現状は支持しがたいものだということを認めている。

平等はまた、法によって進歩する戦いである。社会党は、1998年の立法議会選挙に向けて、30%を女性に割り当てることを約束し、一つの道を示した。〈政党は普通選挙という表現に協力する。……政党は、……デモクラシーの諸原則を尊重しなければならない〉、と1958年憲法は表明している。そのために、憲法を修正しなければならないとしても、全ての政党は、選挙候補者名簿の中で、女性の最

小の割当を尊重することを強いられているはずである。

Le Monde, 8, 3, 1997, p. 17.

リオネル・ジョスパンの社会的並びに道徳的契約

45の鍵となる手段における政府のプログラム

- 憲法に記入される男性－女性のパリテ
- 選挙任務兼任の更なる制限
- 選挙リストへの18歳の若者の自動的登録
- 選挙任務の任期の5年への制限

以下省略

Le Monde, 21, 6, 1997, p. 1.

リオネル・ジョスパンの演説＝新共和国契約 (パリテに関わる一部のみ抜粋)

共和的精神に立ち返らせる事が適切である。制度の中に記入される以前にさえ、共和国、それは精神である。この精神状態、我々はそれに、いたるところで、そして先ず、共和国に奉仕する女性と男性のうちで対面しなければならない。公共生活が個人主義と金の支配により、未だかつてないほど苦しんでいる時に、共和的倫理の諸原則を再興することが不可欠である。

.....

自らの任務を確保するために、国家は自己改革が出来なければならない。世界と我々の社会の発展、そして新技術は、今日、国家の適応力と公共サービスの改革の広範な努力を必要としている。これらの改革は、公務員の結合力を含むものでなければならない。公的職務の良質性、公的エイジェントの責任の感覚は、国家改革成功の最良の保障である。我々は公共職務の雇用抑制政策をやめなければならない。

しかし、国家の改革は単に行政の関心事であるだけではない。地方公共団体、職業的・社会的諸組織、諸協会、消費者がそれらに協

力しなければならない。

国家は、不偏不党でなければならない。この命題は、決定される事になる個々の任命に適用される事になるが、さらに、それは、公的責任を持つ個人的並びに集合的行動の総体を鼓舞するであろう。

国家は、より一層市民に近づかなければならず、より接近しやすく、より効率的でなければならない。

.....

何よりも先ず、フランス人女性が、束縛なしに公共生活に取り組む事を認めるべきである。この領域において、進歩は何よりも、精神の発展と行動の変化によって通過する。社会主義者や多数派は、道之が跡付けているように、事例を示していた。さらに進まなければならない。女性と男性の間のパリテという目的をそこに記入するための、憲法改定である。

Le Monde, 21, 6, 1997, p.p. 8, 9.

法を慣習と調和させるための〈パリテの目標〉

憲法改定は、コアピタシオンの時期に実現するのが最も難しい事項である。リオネル・ジョスパンはそれでも、共和国大統領の全面的な協力と上院の善意志を必要とする、この改革に着手する事を決定した。彼の目には、政治生活において男性と平等に、女性に彼女たちの役割を果たす事を認める事が、このような現場の扉を開けることを正当化する。

基本法の中に、〈女性と男性の間のパリテという目標〉を記入する事を提起することによって、首相は、市民性の普遍性が、共同化に扉を開き得るあらゆる区分付けを禁じていると評価する人々を、事項に関してフランスで取られている顕著な遅れが例外的な手段を課していることに注意を向けようとする人々に対抗させる議論を断ち切ろうとする（ル・モンド 3月8日）。この議論は、1996年6月6日のレクスプレスのなかで、右派並びに左派に属する10人の女性の署名になる、〈パリテのために〉という宣言の発表により投げかけられ

た。それは、1995年10月にアラン・ジュペにより創設された組織、パリテの調査委員会が1月15日に発表した報告書により着想された。

先の与党は、この組織の諸結論を取り入れなかった。3月11日の国民議会での討論に際し、ジュペ氏は、〈個人の資格で、〉〈我々の政治生活が大いに必要とする女性世代の〉登場の時期をずらさせるために、市、レジオン、ヨーロッパの選挙にのみ、投票リストでのパリテを義務化することしか狙っていなかった。反対に、ジョスパン氏の推進の下で、社会主義者は、原則に実態を一致させる事を決定した。彼らは、立法議会選挙に当たって、その候補者の30%を女性にすることに成功したのである。結果は、選挙民がそのことに敏感である事を証明した。社会党の246人の議員のうち、42人の女性がいる。これに対し、共産党は37人のうち5人、共和国連合は140人のうち5人、民主連合は109人のうち7人である。全体では、彼女たちは63人である。

政党の善意を待つことは、したがって、ジョスパンには十分とは見えなかった。彼がずっと考えてきたことに忠実に、レクスプレスでの対話の中で、宣言への支持を示したが、一彼は、したがって首相として、〈パリテの目標〉に関する社会党のプログラムの公式を再び取り上げたのである。この公式はぼんやりとしたものである。と言うのは、たとえば、パリテがリストによる選挙で実施するのは容易いとしても、立法議会選挙やカントン選挙のように、単記投票制においては殊のほか複雑だからである。確かに、男性候補者と同数の女性候補者を立候補させることを政党に課すことは、いつでも可能であろうが、しかし、選挙された場面でパリテを保証するものは何もないのである。〈目標〉について語ることは、そこに到達するのに時間が必要であることを予告することでもある。レクスプレスの中で、ジョスパン氏は、〈選挙された者の間でのパリテに近づくためには、10年の期間〉が必要であるという、リアリストの判断を示している。

憲法改革

そこに到達するには、不可避免的に憲法を改正しなければならない。1982年に左翼は、市選挙のリストが、〈同一の性の人物は75%を超えた数を持つ〉ことが出来ない、と予告している。憲法議会は、1982年11月18日に、特に、1789年の人権宣言が、すべての市民が〈彼らの能力に基づき、彼らの特性と技能以外に区別なく、すべての尊厳、公的な地位と雇用を等しく認められる〉事を宣言している、と言う立場を判断として明白にしている。

フランソア・ミッテランとエドワール・バラデュールが保護権の改革に合意した時に、憲法の中に、その前文で提起されている原則がどのように適用されるのかを、確定しなければならなかった。ところが基本法89条、その改正の通常手続きは、改正が議会の提案に引き続いてか、〈首相の提案に基づく〉共和国大統領の法案構想として、発生することを告げている。そのテキストは、議会両院で、同じ文面で投票されなければならない。それは続いて国民投票にかけられなければならない。国家代表は、改定がその主導の成果である場合にのみ、議会での代議士と上院議員の集まりを優先することが出来る。

そこで、この事業を作動させるために、首相には共和国大統領の協力が必要となる。支援するか否かを決定する瞬間、ジョspan氏とシラク氏は、おそらく、5月7日にレジオンの新聞に彼が発表した記事の中で、彼が書いていたことを思い出すことになる。〈私は個人的に、フランスの経済的・政治的生活に〔女性を〕完全に参加することを認めさせるためにすべてのことに取り組むものである。〉
Le Monde, 21, 6, 1997, p. 13.

男性、女性、パリテで。

- 法律は、選挙任務および公務への男性と女性の平等なアクセスを奨励する。
- 代議士は、火曜日に、この原則の憲法への導入について議論する。

●シルヴィアヌ・アガサンスキー〈現代的であること、それは妻であることではなく、女でありかつシトワイェンヌであることである。〉

国民議会は、12月15日火曜日、〈法律は、選挙任務および公務への男性と女性の平等なアクセスを奨励する〉という原則を、憲法に取り入れることを目的とする法律案について議論する。国民議会の法律委員会は、この案文を強固なものにすることを願って、次のように書いている。〈法は、女性と男性の選挙任務並びに公務への平等なアクセスが組織される条件を規定する、〉と。

ジョspan氏は、国民議会の全グループの承認が得られる日が、この法案の検討日となると、RTLで表明することにした。いずれにせよ、政府が、投票と立候補の方法のために引き出そうと狙っている諸帰結に関わる議論が開始されるはずである。シラク氏が当初、〈平等なアクセス〉という言葉に有利なように、〈パリテ〉の言葉を放棄する立場にあったので、問題は、この公式が実質的平等を十分に保障するのか否かを知ることである。

改革はまた、まず始めに、〈職業的・社会的〉責任に関わるはずであるが、国務院は、この分野での平等は、既に憲法の前文に現れていると観察していた。赴く所は、現実が大いに異なるものであることを確定することである。1978年に国立行政学院を卒業した男性と女性の高級公務員並びに企業に於ける職業経歴が、当初のプランが予定した責任への女性のアクセスを禁じている、〈見えにくい天井絵〉の存在を示している。

Le Monde, 15, 12, 1998, p. 1.

国民議会は、12月15日火曜日、〈女性と男性の選挙任務並びに公務への平等なアクセス〉という原則を、憲法に取り入れることを目的とする法律案について議論する。この憲法改定について、この草案を確定するよう任じられている修正案を提案する法律委員会による

検討の際には、対立が無かった。●当初、政府は、既に憲法前文に盛られている男女間の平等原則が目指している〈職業的並びに社会的〉責任を、そこに包含させることによって、この改革により広範な領域を与えようと願っていた。●1978年に国立行政学院を卒業した元学生についての研究は、企業に於けると同様、高級公務員に於ける〈見えにくい天井絵〉の存在を示すものである。

男性と女性の間の平等若しくは〈パリテ〉

ジャック・シラクとリオネル・ジョスパンは、選挙による任務と職務への両性の〈平等なアクセス〉の原理を憲法に採用することを、議会に提案する事で一致した。

それは、政治的慣習の革命であるが、非常に注意深い交渉に基づく革命である。政治生活の現代化というテーマに関して対立しているリオネル・ジョスパンとジャック・シラクが、それでも、同意を経ずして憲法改定構想を表現することができなかった時以来、革命はそのようなものでなかったのであろうか。12月15日火曜日に国民議会で討議され、〈法律は、選挙任務および公務への男性と女性の平等なアクセスを奨励する、〉ということを憲法の中に記載することを目指す憲法上の草案は、したがって、何よりも、妥協の産物なのである。

始めに、改革の領域の上での妥協である。5月28日、シラク氏は、フランス共和国の諸原則を表現している憲法第1条の中に男性と女性の間〈パリテ〉原則を盛り込むことに関して、保留を表明していた。反対に、国家の首長は、法の領域を規定している34条の改革に賛成する用意があると述べていたのである。すなわち、34条に、〈法並びに付属法は、政治的、職業的若しくは社会的責任に、女性と男性の平等なアクセスを奨励するような規則を確定し得る、〉ということ盛り込むことによる改革である。然し、国務院が、職業的並びに社会的平等が既に憲法前文に盛られていると主張したので、閣僚会議は、6月17日に、34条の修正を廃棄し、選挙による任務並びに公務に改革を限定する、3条の修正に留まる事を決めたのである。

意味的用心

シラク氏はまた、〈パリテ〉より、〈平等なアクセス〉への好意を表明していた。彼は、〈パリテ〉という用語が登場すれば、対立派を憲法改定に同意させることが出来ないと心配していたのである。かくて、彼はその削除を勝ち取ったのである。実際、党内部の多数派を構成する右派は、コータに敵対的であり、パリテは50%のコータ以外の何物でもないと考えるのである。

さらに、共和国大統領の求めによって、〈保証する〉に代えて、〈奨励する〉という用語が用いられるに至ったのである。ところが、議会の法案委員会議長、テキストを報告するカトリーヌ・タスカ（社会党）の主導の下で、修正が次のような草案を持ってテキストを補強するものとなるであろう。すなわち、〈法は、選挙任務と公務への平等なアクセスが組織される諸条件を規定付ける、〉（ル・モンド12月4日）というものである。

このように起草されている憲法の新しい改定は、政治習慣のラディカルな転換を齎しはしないであろうが、それは、男女の平等を改善する方向にある将来の法が、憲法会議によって廃棄されるのを阻止することになるだろう。1982年に、憲法会議は、市の選挙リストの中で同一性を75%に制限することを、普通選挙が〈いつも…平等である〉と規定している憲法3条に対立するものだと判定していたのである。

議会構成員の誰も、法案に反対を表明していない。議会多数派（社会党は246人の代議士のうち43名の女性を数え、フランス共産党は37人中5人、RCVグループは33人中3人である。）は、立法議会選挙において候補者の間で女性に対して為される最良の場が、その勝利の一つの要素であることを確信し、完全にまとまっている。野党の中で、RPR（140人の代議市中女性5人）とUDF（70人中5人）は、賛成に投票するであろうが、DL（54人中2人）は賛成と棄権に分かれることになろう。

僅かに数人の代議士が異なっている。RPRでは、ディディエ・ジュ

リアが、一グループ代表のジャン・ルイ・ドゥブレ氏が〈個人的立場において〉であると強調しているが、一テキストに対抗する方向の動議を弁護するであろう。UDFでは、グループ代表でパリテに賛成しているフィリップ・ドゥスト・ブラジ氏が、女性にとって〈品位を下げるものだ〉と判断しているテキストを論説しようと望んでいるクリスチヌ・ブタン女史に5分間の時間を認めた。

財政手段

大掛かりな討論はしかし、憲法3条のこの新しい法案によって可能とされることになる法の上で、あらゆる方向性の機会を持つことになる。首相はすでに、12月9日、この改革が、〈将来において投票方法〉、とりわけ代議士の選挙方法の〈修正の手段や口実となるものではない〉と断言することによって、野党を安心させようと努力している。右派は、あらゆる機会に保証を要求するに違いない。12月2日にタスカ女史は、立法府の選挙制度の修正を公の討議に付す事が〈必要〉になると強調している。政府は、州議会の改革と選挙任務の兼任制限が、自分たちにとって、パリテを実施する上での最初の〈道順〉であることを評価させなければならないであろう。

コアビタシオンの微妙な均衡を壊すことなく、パリテを実際に進めさせようと望んでいることを示す為に、ジョspan氏は、しかし、政党に、女性に対して広範に席を空けていくように仕向ける財政手段の採用に好意的であるように思われる。議会での討議は基本的な問題を解決しなければならないであろう。この基準は、女性議員あるいは女性候補者の数を予約することになるであろうか。

ラファエル・ベック

Le Monde, 15, 12, 1998, p. 6.

シルヴィアヌ・アガサンスキー

ある者達は彼女に、男性と女性のパリテあるいは別の目立った事項に関する議論のなかで、力のある影の鼓吹者の役割を負わせている。首相の妻は、彼女の考えを分からせようと求めることを控え、

彼女の35年来の活動である哲学に没頭することを選んでいる。

ダニエル・コンバンディは、シルヴィアヌ・アガサンスキーが身分証非保持者の訴訟を弁護していることを知らされてから、彼女に会うことを願っている。街で予約した夕食に当って、彼らは、一国民議会議会が12月15日に討議する一パリテに関する憲法改革の背後で、人が、彼女の方向付けや決定を感じ取るということを確認している。他の者達の後で、ジョスパンの妻であるシルヴィアヌ・アガサンスキーは、権力の影の鼓舞者という反復的幻影を体現している。この栗毛の立派な女性は現在53歳である。エレガントでにこやかな彼女は90年代初めに社会主義のリーダーの傍らに現れる。各々が、この時期、別の生活から登場する。一人の子供、1984年生まれのダニエルはシルヴィアヌの生活を満たしている。ユゴとエヴァ、彼らは、10年前に生まれているが、リオネルの生活を満たしている。二人は連れだって、1994年6月30日にパリの18区の区庁舎で、現在はジョスパン政府の閣僚であるが、その時期は、当時のパリ市長ジャック・シラクによる署名のある〈特任〉を帯びた、単なる市議会議員であったダニエル・ヴェヤンの前で結婚している。

これらの年月において、政治はカップルの中心的な関心事ではなかった。サント・ガベル県議会のただひとつの議員資格しかなく、1993年の立法議員選挙の際、オート・ガロンヌでの失敗によって痛手を受け、リオネル・ジョスパンは、決して訪れることのない大使職の希望と、その時期乱調になっていた甲状腺の回復の間で、ぼんやりとした実存的な憂鬱を引きずっている。哲学教授のシルヴィアヌ・アガサンスキーは、社会科学研究所高等学院 (Ehess) で〈芸術哲学〉に関するセミナーを主宰している。首都の6区を中心部にあるルガール通りに借りたアパートを住まいとして、二人は全く日常的で眠たげな生活を送っている。リオネル・ジョスパンが頂点の夢を見出すのには、ミッシェル・ロカールの失脚とジャック・ドロールの罷免を待たねばならなかったのである。1995年の大統領選での候補者、続いて社会党党首、次に1997年に首相となる。アガサンスキー

は、彼の足跡に捕われて、権力の舞台裏を発見する。そして助言する婦人という評判を受けることになる。社会主義のリーダーの慣れていない微笑？新しい緊張緩和？しまいには、彼の長いベージュ色のマントが、品の良い男の歩き振りを彼に与えるのであろうか？これは多分彼女であろう、風評がそのように掻き立てているし、それは真実なのであろう。1997年立法議員選挙における社会党リストの女性化、連帯の市民契約（PACS）、あるいは、パリテに関する憲法上の改革。これもまた彼女だろうか。しかし、それはおそらく間違いであろう。

〈正直に言って、誰も私に意見を求めません。〉灰色で冷たいこの11月末の午後が、ルガール通りのアパルトマンを薄日の中に沈めている。黒皮製の長椅子の奥に身を沈めて、シルヴィアヌ・アガサンスキーは穏やかな声で、事物の展開へのあらゆる影響力について反論する。〈マティニヨン、私は、時々昼食する以外そこには行きません。〉彼女は、共和国が自由に使うようにと提案したビュローを望まなかった。ただ一人の秘書が彼女の郵便物を仕分けし、一はじめの頃は大量であったが、既に平均して一日5通に減少している一関連する内閣に請願を届け、また詳細な回答を準備している。〈私の考えを受け入れさせる為に、緊密性を利用することに関しては、一彼女は強調して続ける一これは本当に私のスタイルではないのです。ひとが一般に取り上げる主題のどれに関しても、私は、夫に意見を変えさせようという希望の中に私の立場を拡張することはなかった。私は、女性が全てのテーブルの上で活躍することは出来ないと考えています。固有な活動力を持つことや、神秘的な力を保持するということとは出来ないのです。現代的であるということ、それは配偶者になるということではありません。それは、女性であることと、市民であることなのです。〉

この二重の地位を、シルヴィアヌ・アガサンスキーは、30年以上彼女のものであった活動、哲学の中に埋め込んでいる。彼女の選択は、リヨンでのモンテスキュー、ルソー、ヴォルテールの発見を伴

う高校時代に遡る。〈一目ぼれ〉と彼女は言う。このことが、後にコメディアンになり、現在コメディアンで歌手のジャン・マルク・ティボーと結婚している姉のソフィーと共に大股に歩いていたりヨンの演劇芸術学院の舞台から、彼女を引き戻すのである。それから、彼女は、ローヌ川流域の首都にある大学の教授であるジル・ドゥルーズに従いながら自己形成するのである。〈彼は魅力的でした。彼女は思い出す。彼は我々に、教壇の上を行ったり来たり歩きながら、スピノザについて語っていました。我々は彼が語ることに何も理解していませんでした。ひとはただ、理解すべきことがあることを感じていたのです。それは、非常に刺激的なものでした。〉

1967年秋に、卒業証書をひとたび得て、地方出身の若い女性は、22歳になりかけていたが、パリに上っている。そしてこの新しい生活は、彼女の天職から彼女を引き戻す危険を齎している。はじめに、1968年の少しばかり狂った5月がある。他の者たちと共に、彼女は、文人協会のあるカルティエ・ラタンの古い建物である、マサ・ホテルに暮らしている。〈赤旗がホテルの格子窓にはためいている、と1968年5月23日のル・モンドが報告している。二張りの黒旗がホールの中にある。落書きが壁を覆っている。それらの中に、“あなたを愛しなさい”、“創造しなさい”というのがある。〉30年後になって、彼女の中に思い出が生き生きと残っている。〈そこには、ミシェル・ビュートル、モーリス・ロッシュ、テル・ケルの人物たちがいました。私は最近、当然、あそこに居た、ミッシェル・ビュートルと最近あのことについて話し合った。私は控えめな女子学生に過ぎなかった。〉五月の興奮は、もう少しで哲学的思索に彼女を引き戻すところであった。彼女はそこで、別の人々が編集するアンケートの任務を持つ匿名の、パリ・マッチの見習いジャーナリストとなる。〈私はパリにおけるネズミの繁殖やレ・アル移転に関わる仕事をしていました、と彼女は楽しむ。私は又、ライザ・ミネリとの対話も行いました。しかし私は、なんとと言うか、記事の中にいつも入り込んで来るフィクションの部分を見て、少し失望していました。この職業は私の為にある

のではないと思いました。〉

ともあれ、哲学が彼女を再び捕える。1970年に、Capesの著作で主席に位置付けられ、彼女は決定的に教育と研究に取り組むことになる。それはまた、彼女がジャック・デリダや彼の弟子たちと出会う時期でもある。〈デリダはその時期孤立し、無視され、大学制度の中で、少なからぬ対立者と戦っていた。〉ストラスブール大学の明白なデリダ学派であるフィリップ・ラクー・ラバルトが報告している。〈我々のグループはしばしば非常に強いつながりを持った、友情の網を示していた。シルヴィアヌ・アガサンスキーは、この小さな仲間結びつく。彼女の最初の集合的仕事への貢献は1972年の、ニーチェに捧げられた、知的出会いで有名な劇場、(マンシュにある)スリジーでのコロックの機会があった日である。〈私はこの年の彼女について非常に良く覚えている。〉別のストラスブールのデリダ学派であるジャン・リュック・ナンシーが断言する。彼女は、すばらしい長い髪の大変な美人であった。彼女は、誰をも振り向かせていた。

ジャック・デリダと彼の仲間はその時期、〈差異〉となる哲学的概念に取り組んでいた。〈それは何よりも“他者”の問題であった。〉シルヴィアヌ・アガサンスキーは素人に気遣いながら要約しようと試みる。自然の傾向は、存在が一であり、多ではないと考えることです。“差異”に関する考察は、まさに、本源的に単純なものは存在しない、むしろひとつの存在は直ぐに異質化するということを説明しようと努めるのです。この知的浴槽は彼女の存在と思考の様式に決定的に影響するのである。彼女はそこから遠ざかることも出来た。自分の仕事を他の分野に向けることも出来た、一例えば、哲学が芸術や建築と取り持つ関係など―漸進的にデリダのグループと離れることも出来た、―〈このことは、私が見ることのなかった、ある時期を作った。〉フィリップ・ラクー・ラバルトが言う。彼女は状況がそれを命じる時、その論理を本質的に再発見する。こうして、フェミニズムに関する、エリザベス・バダンテールとの、二年以上にわたる公開論争の中に居るのである。

1996年6月18日、ル・モンドはシルヴィアヌ・アガサンスキー・ジョスパンのサインのある討論を編集している。〈私は、新聞が求めたので二つの名を添えています。〉彼女は説明する。〈しかし今日、私はそれを残念に思います。そしてやり直すことは出来ないでしょう。〉彼女の問題は、エリザベス・バダンテールの論説に反論することであった。エリザベス・バダンテールの論説は、6月12日に、ル・モンドにともかく発表され、それ以前の〈パリテのための宣言〉の署名によって擁護された政治生活における〈女性のコータ〉の創設を排除しようというものである。〈コータのイデオロギーは、みすばらしく屈辱的な計算を刺激する〉と、エリザベス・バダンテール婦人は断言する。彼女は、〈市民〉という規定が、黒人でも白人でも、男性でも女性でも諸個人を画一化するとする、共和的〈普遍主義〉の立場にたつ女性弁護士である。彼女は結論付ける。〈政治は、なによりも、性的特殊性が殆ど意味を持たない、イデオロギー的選択なのだ、と、繰り返さなければならないのでしょうか。〉

アガサンスキー・ジョスパン婦人の答えは厳しく、ほとんど痛々しいものである。〈もし、普遍主義が、抽象的やり方で、性的差異を絶対的に無視することに、すなわち（宗教や哲学がいつもそうするように）人類の本質的混合性に成り立つのであれば、普遍主義の哲学的・政治学的批判を行わなければならない、人が性的差異を絶対的に消す場合にはいつも、実質的に人類をひとつの性、《男》という性に同一化しているということを示さなければならないのです。〉そして、数行あとに次のようにある。〈この普遍主義は、男性モデルへの女性の同質化によって生じるのです。……この場合、パリテが単に有益性をもはや持たないだけでなく、むしろ、痛ましいものとなるのです。というのも、それは、女性を、否認された女の性に呼び戻すからなのです。〉

これらの後半の言葉は、個人史の行き着いた先を明らかにしている。彼女は1998年4月23日のパリ・マッチで説明した。〈私が20歳の時に考えたことですが、人は本を書くのか子供を作るのか、しかし

二つを造れないということです。……このことは、現在では、女性が母性をハンディキャップであると考え得る余地がある、と思われもするのです。しかし私が、そのことを理解するには数年を要したのです。>—39歳という—比較的遅い妊娠と、彼女が〈一人で育てている〉一人の子供は、マスコミのさまざまな切抜きの控えめな記述に依れば、この内的な戦いを明らかにしている。人はそのエコーを、1998年4月に現れた最近の著作で、多産性の響き渡る賛歌が載っている『複数の性の政治』に見出すのである。〈私は、[1949年に出版されたシモーヌ・ド・ボーヴォアールの書物]『第二の性』が解放の本当の視点をそのために開いた事項の一部を作るのです。私はただ、引き続き、限界や行き詰まりを意識していただけです。特に、私が、哲学によって称えられる自由が、自然、母性、一般に女性の身体についての馬鹿げた否認を代償にしていた時、そうであったのです。>これらの数行は、彼女は確言する、豊かな内容の手紙に匹敵した。そして一般に、積極的である。女性弁護士で常ながらのフェミニストである、ジゼル・アリミにも持たれている感覚である。〈私は、私が、シモーヌ・ド・ボーヴォアールに、私の3人目の子供を身ごもって居ることを告げた時、自分のものとなっていった罪悪感を思い出します、と彼女は報告している。それは時代、知的雰囲気結びつく態度であったのです。>

この道のりの果てに、リオネル・ジョスパンはシルヴィアヌ・アガサンスキーに会うのである。精神分析学者で、30年来の哲学者の友人であるカトリーヌ・ミヨの言葉によれば、彼女は〈和らいだ〉女性であった。〈彼女の固有な女性らしさにある穏やかさの形式が、彼女から生まれている。彼女はまさに、独立した、彼女になりきって、反対の性との良い関係を保っている。>彼女の知的労働と彼女の子供は、彼女のふたつの均衡する極を形成している。1984年、子供の誕生は、1978年に創められた戦闘主義を本当に終わらせる。〈この時期、彼女は思い出す、私たちは、パリの、私が教えていたカルノ高校に、社会党の班を作りました。>

かくて、彼女は、彼女の夫になっていた人物の日常を形成する政治の熱狂からかなり遠ざかっているのである。〈1995年の大統領選挙の間、ダニエル・ヴェヤンが証言している、彼女は登場している。それは、多くの会合がルガール通りにある彼らの住居の周りで持たれたからではないであろうか。しかし、社会党の重要案件となった1997年の立法議会選挙の時は、彼女は既にもっと遠ざかっていた。〉証言がある。エソンヌ県選出の社会党上院議員であるジャン・リュック・メラシオンは、彼が彼女に予定されている立法議会選挙の機会に、彼の県選挙区の一つで、候補者になるよう申し出た時に断固とした拒否に遭っているのである。

今日、シルヴィアヌ・アガサンスキーは、仮のタイトルによれば、*Le Passeur de temps* という新しい著作に取り組んでいる。Ehessでの彼女のセミナーは、〈*L'art de la philosophie*〉に関わるものである。サブタイトルとしての〈*Les formes de la philosophie*〉をもって、〈そのようなことは全て、緊急性を含んではいないのです〉と、彼女は、外されたような不満顔で語るのである。しかし、〈単なる市民〉として、彼女は断言する、首相の妻としてではなく、好都合な時を覗いながら、影の中に隠れる……。従って、彼女は確定する。〈私の判断は、私だけに関わるものである。〉ここに、全く偶然に二つのことが起ってくる。パリテに関する改革はどうかということ。〈憲法が男性と女性を区別するということは、私を十分満足させる。〉身分証明書のない者はどうか。〈私は、一般的規制の立場には立ちません。〉一を聞いて十を知れ。

ジャン・ミシェル・アパティ

Le Monde, 15, 12, 1998, p. 12.

国民議会議員たちは、水曜日から、パリテに関する上のテキストに投票する。

ジャック・シラクは引き続き会議を召還するように求められるであろう。政府の側では、テキストが司法官の最高会議を改正するこ

とを日程に載せるように纏める事が法に適うことだと言う事を評価させている。

誰も、リオネル・ジョスパンが、3月8日の月曜日に、マティニヨンで、国際婦人の日の機会に、国民議会が、3月10日以後、政治に於ける男性と女性のパリテに関する憲法改定テキストを付託されると伝えた時に、悪意を認めなかった。代議士達が、3月4日に上院議員たちから送付された案件、法が〈男性と女性の選挙職務及び選挙任務への平等なアクセスを優遇する〉ことに備える憲法3条の修正—4条への追加が、〈政党がパリテの実現に貢献するよう〉規定しているのに対して、—に同意するであろうことには何の疑いもないように、誰もが今は、共和国大統領による基本法の厳粛な改定のために、会議への議員達の召集を待っているのである。

ところで、この段階、召集命令の段階で、政府は、シラク氏の選択に興味深げに待ちわびている。日程に上っているこの近くの会議で、このテキストが司法官最高会議を改革するように結論付けるのか否か。代議士と上院議員は、この法案に対して同一の投票をしたが、共和国大統領は改定手続きを止めている。公式の動機は：法廷改革を構成する別のテキストが議会議員達に知られているかを待たなければならないということである。

一石二鳥

政府によれば、この主張は日々、力を失っている。実際、シラク氏がしばしば関与を表明している潔白性の推測に関するテキストは、3月後半以後に国民議会により議論されるであろう。1998年六月3日の閣僚会議に提示された、法務省と検事室の関係の練り直しに宛てられている第二のテキストは、1999年の第二三半期の中に議会に回されるであろう。

かくて、政府の側を評価させれば、各人は今日、司法改革のグローバルなヴィジョンを保有している。そこで、司法官最高会議の改革のために共和国大統領によって確定された諸条件は、満たされたように思われるのである。同様の根拠が、ヴェルサーユへの議会議員

の移動がこのタイプの操作を複合化しないようにするために、組織するにあたって一石二鳥を果たす為に、パリテの改革を活用することが適切であることを示唆している。

シラク氏は首相の圧力に譲歩するのであろうか。それは確かではない。共和国大統領は、自分の部隊の大部分、ことに共和国連合の代議士たちが、国民議会で左翼だけが賛成投票した司法官最高会議の改革に反対のままで居ることを十分に知っている。同様に、公共の否認を受ける危険を冒すことよりも、自らこのテキストに、自分の時代にこのテキストに好意的であることを示しながら、彼は時間を稼ごうとしている。あまりに遅れてしまったが、しかし、司法の近代化を妨げることを非難する事を見られる危険を冒している。この点について、各人は、他方で、その必要性を認識することに同意している。大統領はこのディレンマを、次の日々の中で断ち切らなければならない。

ジャン・ミシェル・アパティ

Le Monde, 10, 3, 1998, p. 9.

議会は男性と女性のパリテと国際刑事裁判所について裁定する

ジョスパン氏は〈新しい国際的法秩序の到来〉を歓迎する

首相は、6月28日月曜日、ヴェルサーユでの会議に集まった代議士と元老院議員の前で、〈人間の権利の普遍的宣言の50年後に、国際共同体にとって、それが必要としている継続的で普遍的な、法的手段を得る時代になっている、〉と説明した。……

……

第五共和制の開始以来11回目、1995年以来では5回目であるが、月曜日の朝、国際刑事裁判所に充てられた会議は、午後、〈選挙職務と選挙任務への男性と女性の平等なアクセスを優遇する〉ことを目指す法案、別の言葉でいえば、政治における男性と女性のパリテのテキストを承認するに違いない。

エリザベス・ギグー法務大臣によって同様に表明される、このテ

クストの承認は、パルルマンのふたつの議会によって、非常に強い多数でのその採択を考慮すれば、特に疑いを招くものではない。しかしそれは、政治生活における男性と女性のパリテの創設が論争を引き起こしたように、最終的な対立を生み出すであろう。3月10日（ル・モンドでは3月12日）国民議会によって全員一致で、終局的に採択された、このテキストは憲法3条を、そこに、法が〈選挙職務ならびに選挙任務への男性と女性との平等なアクセスを優遇する〉ということを加えることによって、改正する。このテキストは別に、第4条で〈政党が、パリテの実現に貢献するよう〉規定している。

にぎやかな2カ月の議論が、上院の右派との妥協を見つけるために必要だった。この右派は、1月26日に、1998年12月15日に、代議士たちによって予約された、〈法が、男性と女性の・・・平等なアクセスが組織される諸条件を規定する〉という公式を拒否したのである。3月4日、政党がこのパリテの実現にあたって演じるべき決定的役割に関する規定のおかげで、最終的に同意が見出されたが、一定数の上院議員がこのテキストに対する彼らの批判を持つだろうと予想されていた。

Le Monde, 29, 6, 1999, p. 32.

議会：パリテ原則の承認はその適用の問題を全体に残している。

緑は立法選挙における比例の創設を宣言している。

ヴェルサーユでの会議に集まったパルルマンは、6月28日月曜日、憲法への政治生活における男性と女性のパリテ原則の導入と同様国際刑事裁判所の創設を承認した。この最後のテキストが投票方法の変更への口実にならないというジョスパン氏の言葉にもかかわらず、議論はこの改革の適用に関して全体として残っている。

いいえ、男性と女性のパリテに関する議論は閉じていない。国民議会ならびに上院で、3月4日に成り立った妥協、法が、選挙職ならびに選挙任務への男女の平等なアクセスを〈規定付ける〉ではなく、〈優遇する〉というのは、明らかに、あらゆる分野での選良の躊躇

踏を消すことはない。6月28日、会議に集まったパルルマンは、ヴェルサーユで、憲法裁判所に於けるより、投票での全員一致がなされなかった。831人の投票者のうち、143人の議会人—全員が右派であるが、42人が反対、48人が棄権、また67人（うち12人が社会党で、そこにはロベール・バダンテールも含まれる）が投票せず—が、法が〈選挙職及び選挙任務への男女の平等なアクセスを優遇する〉ことを予定する憲法3条ならびに、それによって、政党及び政治集団がこの原則を〈実現するよう貢献する〉という第4条の改革を承認しなかった。742人の国民議会議員と上院議員が賛成投票をした。

ニコル・アメリーヌ（カルヴァドス）、DLグループのスポークスマンは憲法裁判所において、彼女が、44人中25人の自由民主党の議員だけが男女のパリテに好意的な投票をしているが、彼女のグループの〈大多数〉と共に世紀の行進に踏み出したとすすんで告げた。月曜の午後、フランソア・グーラール（自由民主党モルビアン派）は、ロビーで、彼が引き続きこのテキストに反対であると認めていた。アラン・マドラン自由民主党党首は投票に参加しなかった。

上院右派は、パリテに関する騒がしい議論によって、年度当初、その隊列の中に造反が起こるであろうと予告していた。右派は、エリザベス・ギグー法務大臣によって弁護されている法案が立法議会の投票方式の変更を隠してはいないのかを心配している。6月24日木曜日、上院議員の投票方法の改革についての第一回公聴会を終えてから、議論はパリテに関して波紋を呼んだ。上院コミュニストグループの代表で、立法議会の投票に於ける比例制の創設に好意的なエレーヌ・リュックがジャン・ピエール・シュヴェーヌマンに、法が選挙に於けるパリテを実現するのかと尋ねた時に、内務大臣は答えた。〈私は、まだ現存していないテキストについて語ることはない〉と。

右派の多くの議員たちは、彼らが憲法改正の投票に行かないと告げながら直ぐに反応した。このような訳で、リオネル・ジョスパンの側近が、テキストが投票方法の改正の口実にはならないというこ

とをしのばせながら、首相の演説に〈ひとつの文を加えた〉のである。（下を読み）シャンタル・ロバンーロドリゴ（PRG、オート・ピレネ）は、首相と全く同意見であった。ああ！およそ17時頃、緑の党の公式声明が、〈立法議会を含む全ての選挙に於ける比例制〉の創設を求めたのだが、それがなければ憲法改正は〈だまし絵の便法〉に過ぎなかったであろう。

統合の限界

パリテに最も躊躇している議員たちは、自分たちの立場を取り戻すかのように、彼らのグループの名において、国際刑事裁判所の創設に好意を表明している。かくて、バダンテール氏がこの〈相当の前進〉を歓迎したのに対し、ジャック・ラルシェ氏（DL、オー・ド・セーヌ）は、この法廷のおかげで、21世紀が〈平和と正義の世紀〉になることを期待した。〈殆ど全員一致となるであろう、これは、マーストリヒトの場合はそうではなかった〉と、ジャン・ジャック・イストは要約した。（UC、セーヌ・エ・マルヌ）半円形の議場の中で、上院議員の内のただ一人、エマニュエル・アメル氏（RPR、ローヌ）が、次のように主張しながら調和を乱した。〈あなた方は国家主権を放棄している。〉「フランスの為の連合」を創設したばかりのシャルル・パスクアとフィリップ・ド・ヴィリエは、ヴェルサーユに投票に来なかった。

国家主権と道義、結局ヴェルサーユでの会議のふたつのテーマは、右派にとって、新たにRPR-UDF-DL内反対派を統合する境界線を探求する機会とはならなかった。

ロビーでは、ジャン・ティベリの質疑に対する退屈と何がしかの反応の間で、彼らに意味のある第三の主題、その再建を問題にした。共和国連合の全国会議6月26日土曜日？〈それは私が待っていたもの以外の全てであった。〉暗い顔で、昼食後の休憩後に、ヴェルサーユ城の庭で、ピエール・ルルーシュが表明した。ジャン・ピエール・ラファラン（DL、ヴィエンヌ）は、〈フランスにおいて、共存を終わらせなければならぬ〉と信じている。〈フランス人は、ますます複

雑になっている。彼らは緑と猟師たちを望んでいる。しかし、混合は不能を齎す。> ルノー・ミュズリエ候補者 (RPR、ブーシュ・デュ・ローヌ) は、残響をさらに与える。<それは非常に良い。それは君に、それが近づきがたく、構造を変えなければならないことを示すであろう。> ドミニク・ドール (DL、サヴォア) がミュズリエ氏に、幻想を持たずに投げかける。<君は正しい。内部システムを動かさなければならぬ。> マルセーユの副市長が答える。<君はすこしも動かないように。> ドール氏が結論する。ヴァカンスで元気に。

クリス・ファープル

Le Monde, 30, 6, 1999, p. 6.

リオネル・ジョスパン：〈このアルカイズムを止めるために〉

以下は、6月28日、政治における男女のパリテに関して、議会を前に、討議に当たっての、リオネル・ジョスパンの演説の要旨である。

皆さんが採択するように提案されている憲法改正は、市民であるフランス人女性を選挙人ならびに権力の候補者にした1944年4月21日のオルドナンス以後、長い時間—疑いなくあまりに長い時間—が経っている。(…)私は、[1997年6月19日]にフランス人の前で行った約束を守っている。[このテキストは]、数多くの議論を引き起こした。(…)フランス人たちは、この改正の公式自体に関して一致が見出されない事を理解できなかつたであろう。誰もがその事に貢献したのである。(…)

市、県、州の議会、国民議会、上院：何処でも、女性が彼女達に相応しい地位を占めてはいないのである。(…)我々のデモクラシーは、女性に対してなされるこの不正に苦しんでいる。このデモクラシーは不完全で、未達成で、未完成なままである。(…)そこで、我々の同朋市民が、彼らにもっともよく似た議員達を持ちながら、彼らにより近くに感じるように、行動(…)しなければならない。女性尊重によって根本的に刷新される我々のデモクラシーが、躍動し、活発になり、創造的になるために。(…)このアルカイズムを止

めるためには、政治教育についての善良な意志に頼るだけでは不十分である。（…）

ところが、私はここで、[1998年]12月9日に、国民の代表者たちの前で既に確定した事を再び言いたい。この改正は投票方式、特に立法議会の投票様式を修正する口実として構想されたものではない。政府は、公共生活での女性尊重への刺激剤として、政治教育についての公的財政割り当ての変調を活用する事にも取り組むであろう。（…）こうして、私は、女性と男性が—全く普通に—（…）、最良の“フランスの例外”ではなかった事を終らせる事によって、平等の理想への彼等の執着を示す事を願うものである。（…）あなた方は正義の活動をおこなうであろう。

Le Monde, 30, 6, 1999, p. 6.

6人の右派議員がCPIに反対し、143人がパリテに関するテキストに同意しなかった

CPI

（省略）

男女のパリテ

会議は、6月28日、政治における男女のパリテのための憲法改革案を、反対42票、賛成741票によって採択した。求められていた可決票は—総投票数の5分の3で—470票であった。

●代議士達のうち、賛成したのは

社会党251人中239人、共和国連合138人中109人、民主連合70人中61人、自由民主党44人中25人、35人の共産党議員、34人のラディカル・市民・緑、2人の無所属者マルク・デュムーランとアンドレ・ティアン・ア・クーンである。

●反対票は

共和国連合の3人（ジャン・オークレール、ジャン・ポール・シャリエとティエリ・ラザロである。）、民主連合の4人（クリスティエヌ・オータン、ベルナデット・イサク・シビーユ、クリスチャン・

マルタンとピエール・ミコである。)、自由民主の 5 人 (ローラン・ドミナッティ、ジルベール・ガンティエ、クロード・カティニョル、フランソア・グラール、エーメ・ケルゲリス) である。

(以下省略)

Le Monde, 30, 6, 1999, p. 6.